

広野町耐震改修促進計画

【令和4～13年度】

令和 4 年 度

広 野 町

目 次

- 1 基本方針

- 2 耐震化の現状及び目標
 - (1) 想定される地震の規模、被害の状況
 - (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

- 3 住宅耐震化の実施計画
 - (1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針
 - (2) 住宅の耐震診断・改修の促進を図るための支援策
 - (3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

- 4 建築物耐震化の実施計画
 - (1) 地震時の建築物の総合的な安全対策
 - (2) 優先的に着手すべき建築物等の設定
 - (3) 木造住宅の耐震化を促進するための具体的な取組

- 5 その他耐震化を促進するための施策の概要
 - (1) ハザードマップの作成・公表
 - (2) 相談体制の整備
 - (3) パンフレットの作成とその活用
 - (4) 行政区等との連携
 - (5) その他

資 料

広野町耐震改修促進計画

1 基本方針

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。

このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に適合しない住宅・建築物（以下「旧基準建築物」という。）でした。

その後も新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、石川県能登半島沖地震など大地震が頻発し、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では現在も多くの方々が避難生活を強いられています。改めて、地震による被害の大きさと復旧の難しさを認識させられました。当地域においても、双葉断層地震、福島県沖地震、宮城県沖地震の発生が懸念され、とりわけ宮城県沖地震については、発生の切迫性が指摘され甚大な被害が想定されることから、本町への影響も無視できない状況にあります。

このような中、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき平成19年1月に福島県耐震改修促進計画が策定され、本町においても今後発生が予想される大地震等の被害を最小限に食い止め、町民の生命と財産を守るために、旧基準建築物の耐震診断及び耐震改修を推し進め、耐震性能の向上を図ることが重要となってきました。特に、建築物の多数を占め、生活に密着している木造住宅において、耐震性能の向上が急務であることから耐震診断並びに耐震改修の実施を促す必要があります。

また、「広野町地域防災計画」の中で、避難施設等に位置付けされている学校、体育館をはじめとした町有建築物等の耐震診断・改修を推し進め、耐震性能の向上を図ることが大変重要であります。

さらに、適正な耐震診断体制の整備や町民への防災意識の向上、町内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上を図るなど、計画促進のための環境整備づくりに積極的に取り組むため、「広野町耐震改修促進計画」を策定します。

2 耐震化の現状及び目標

(1) 想定される地震の規模、被害の状況

広野町地域防災計画においては、「双葉断層地震」、「福島県沖地震」が本町へ大きな影響を及ぼす地震として想定されております。また、本町は「宮城県沖地震」について防災対策推進地域に指定されています。※1

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度6強の強い地震動を伴い、相馬市、南相馬市を中心として新地町、飯館村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定されます。

また、福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もあります。福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の大きな揺れが発生するものと予想されます。

下表に地震規模・被害の状況の概要を示します。

表 1 定量被害想定結果の概要

想定区分	双葉断層地震	福島県沖地震
想定地震	M7.0 W=5km D=10km	M7.7 浅部 D=20km
想定震度	最大6強	最大6弱
木造大破棟	7,723棟	4,733棟
非木造大破棟	217棟	158棟
死者(夜/昼)	553人/203人	346人/131人
負傷者(夜/昼)	2,908人/2,948人	1,632人/1,661人

福島県地域防災計画[地震・津波災害対策編]（上記数値は想定影響地域の総計を示しています。）

※1：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定により内閣総理大臣が指定

(2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

住宅の耐震化促進は、大地震による被害を減らす最も有効な手法とされていますが、耐震診断や耐震改修はあまり進んでいないのが実情です。

しかし、いざ大地震が発生すれば、大きな損失が出るのは明白であり、倒壊した建物は消火や救助活動に必要な道路をふさぎ、火事の延焼路となる可能性もあります。

これら、住宅の被害を少なくすることは、災害時の対策・負担（居住箇所の確保・復旧、医療・救援物資負担等）の軽減にも繋がることから、耐震化の促進は個人の財産の問題を超えて、社会的な要請と考えられます。

このため、町内の旧基準建築物の耐震診断措置を高めることにより、不測の事態への対応や、耐震改修工事の実施へと促すことができ、建築物の安全性の確保・向上が推進され、震災に強いまちづくりを構築することが可能となります。

また、近年、住宅の新築着工件数が伸び悩む中、リフォーム工事は増加しており、その方々が工事を行う際に耐震診断等による情報提供を行うことで、民間の旺盛な建設需要を活かし、良好な住宅ストックへの改善を図ることが可能となります。

① 住宅

令和4年現在の土地家屋課税台帳によると、本町の住宅の耐震化の状況は下表のとおり、居住世帯のある住宅2,016戸のうち、耐震性がある住宅は約1,527戸で耐震化率75.74%です。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和13年度までに95%とすることを目標とします。

表2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標 (令和4年調査による棟数)

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅 ②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (令和3年度末) ⑤/④	耐震化率 (%) (令和13年度末)
		内耐震性有 ③				
木造	1,147	727 240	1,874	1,387	74.01	-
非木造	123	19 17	142	140	98.60	-
合計	1,270	746 257	2,016	1,527	75.74	95.0

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

※平成15年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和55年以前の木造住宅のうち、33%を耐震性能有とした。

※昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年以前のものは耐震性能がないものとみなした。

②特定建築物

本町には、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(以下「法」という。)第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物」という。)が総数14棟存在し、このうち13棟(92.86%)の建築物については、耐震性能を有することを確認しており、1棟(7.14%)については、耐震診断を行っていないか耐震性能がない状態にあります。

なお、法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物はありません。

また、法第6条第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る)の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物に該当するものもありません。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を令和13年度末までに100%とすることを目標とします。

表3 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標

(令和4年3月調査による棟数)

	昭和56年以降の建築物 ①	昭和56年以前の建築物 ②		建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化 率(%) (令和3年度末) ⑤/④	耐震化率目標 (%) (令和13年度末)
		内耐震性有 ③					
法第6条 第1号	9	5	4	14	13	92.86	100
法第6条 第2号	0	0	0	0	0	0	
法第6条 第3号	0	0	0	0	0	0	
合計	9	5	4	14	13	92.86	

表 4 特定建築物（用途ごと）の耐震改修目標値（単位：％、棟）

	現況 (R3 年度末)	目標値 (R13 年度末)	公共建築物		民間建築物	
			現況	目標値	現況	目標値
特定建築物(法第 6 条第 1 号)	92.86 (13/14)	100	100.00 (8/8)	100	83.33 (5/6)	100
防災拠点施設 (庁舎、公益上必要な施設)	100.00 (2/2)	100	100.00 (2/2)	100	-	-
避難施設 (学校、体育館等)	100.00 (6/6)	100	100.00 (6/6)	100	-	-
緊急医療施設 (病院、診療所等)	100.00 (1/1)	100	-	-	100.00 (1/1)	100
不特定多数が利用する施設 (ホテル・旅館、遊技場、銀行等)	50.00 (1/2)	100	-	-	50.00 (1/2)	100
多数が利用する施設 (賃貸住宅【共同】、事務所等)	100.00 (4/4)	100	-	-	100.00 (4/4)	100

※町が所有管理する公共建築物については耐震化率 100%

3 住宅耐震化の実施計画

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

住宅の耐震化を促進するためには、住宅の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

町は、町内全域を重点地区と定め、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因になっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

(2) 住宅の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について、普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

① 広野町木造住宅耐震診断者派遣事業

木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、耐震診断を行う建築士等の派遣に要する費用の一部を負担するために、「広野町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱」を平成 21 年 4 月 1 日より施行し、また、国、福島県による耐震診断費用の補助制度を活用して、事業を実施します。

表 5 木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象住宅	・旧耐震基準により建築された戸建て住宅で(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築着手)、所有者自ら居住する「在来軸組工法」「伝統的工法」「桝組壁工法」等による木造 3 階建て以下の住宅
耐震診断者	・県が実施する木造住宅耐震診断等講習会を受講した建築士法第 5 条に規定する建築士
診断の方法	・財団法人日本建築防災協会の耐震診断と補強方法に掲載されている一般診断法に基づき診断し、診断結果については、耐震診断結果通知書を派遣依頼者に通知する。
診断費用の個人負担	・1 診断一律 6,000 円
診断費用の国、県、町の負担率	・国：1/2 県：1/4 町：1/4

②広野町木造住宅耐震改修支援事業

町内の住宅の所有者が、耐震基準を満たさない木造住宅の耐震改修工事を行う場合、耐震改修工事に要する費用の一部を補助するために、「広野町木造住宅耐震改修支援事業実施要綱」を平成 21 年 4 月 1 日より施行し、また、国、福島県による耐震改修工事費用の補助制度を活用して、事業を実施します。

表 6 木造住宅耐震改修支援事業の概要

対象住宅	・旧耐震基準により建設(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築着手)され耐震基準を満たさない戸建て住宅で、所有者自ら居住する「在来軸組工法」「伝統的工法」「桝組壁工法」等による木造 3 階建て以下の住宅かつ年度内に耐震改修工事が完了するもの
補助の対象となる経費	・耐震改修工事に要した費用
補助金の上限	・一般改修工事 : 1,000,000 円 ・簡易耐震改修工事 : 600,000 円 ・部分耐震改修工事 : 600,000 円
補助金の国、県、町の負担率	・国：1/2 県：1/4 町：1/4

なお、建築物の所有者等が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合は、町営住宅の積極的な紹介に努めるとともに、民間賃貸住宅等の紹介が可能となるように不動産業者との連携体制を検討します。

(3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

①適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の 2 名以上）、報告書様式、写真データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

②町民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等の広報を町広報誌により行うことはもとより、定期的な防災関連記事等の町広報誌への掲載に努め、町民の防災意識の

向上を促します。

また、行政区長会議等町主催各種会議等での積極的な広報に努めます。

③耐震診断・改修の技術力の向上

町内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかけ、参加旅費等への助成制度等を検討します。

4 建築物耐震化の実施計画

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

①事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、町では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう今後も引き続き指導します。

②地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、町は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備を検討いたします。なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備についても検討いたします。

(2) 優先的に着手すべき建築物等の設定

①地震発生時に重要な役割を担う建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・ 地震が発生した場合において災害復旧対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物
- ・ 耐震改修促進法の特定建築物

②地震発生時に通行を確保すべき道路

重点的に耐震化すべき区域は、広野町地域防災計画第2編第12章第3節で定める緊急輸送道路・避難道路及び避難地等の沿道とします。

(3) 木造住宅の耐震化を促進するための具体的な取組

木造住宅の耐震化を促進するために、具体的な行動計画となる「広野町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標等を設定するとともに、達成状況について検証を行い公表します。

表 7 地域防災計画で指定されている路線等

種 別	路 線 等 名	備 考	
緊急輸送路	県指定路線	高速自動車道 常磐自動車道 一般国道 6 号	第 1 次確保路線 //
	町指定路線	広野町地域防災計画に基づき策定される 「緊急輸送計画」により選定される路線	
避難路等	避難路	広野町地域防災計画に基づき策定される 「避難計画」により選定される路線	
	避難施設	広野町地域防災計画に基づき策定される 「避難施設」により選定される施設	

この広野町地域防災計画に定めた緊急輸送道路・避難道路の沿道及び避難施設には、耐震性能を確認すべき建築物が多数存在します。

そうしたことから、町有施設については耐震診断を実施し、その結果を踏まえて次年度以降に耐震補強工事等の耐震化を進め、その他の避難施設に位置付けされている町有施設等についても積極的に耐震化の促進に努めます。

5 その他耐震化を促進するための施策の概要

(1) ハザードマップの作成・公表

町では、2(2)①・②の建築物、道路等を記載した地図を作成し、公表します。また、福島県の支援と協力により「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)」の作成を検討します。

(2) 相談体制の整備

建設課を建築相談の窓口とし耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、町民からの建築相談に応じることができるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な相談は福島県相双建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については福島県生活環境部県民安全課や相双地方振興局(県民生活課)、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター及び建設工事紛争処理担当課と連携して対応することとします。

(3) パンフレットの作成とその活用

福島県が作成した木造住宅の耐震診断・改修のPRパンフレットを活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。

(4) 行政区等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯の把握は地域の協力を得なければ難しく、町と行政区との連携も重要です。

町は、専門家や技術者派遣等の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者となりやすい世帯等の把握にも努めます。

(5) その他

本計画は、原則として10年ごとに、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。